

協 定 書

災害時における応急生活物資の供給及び緊急避難場所の提供
並びに平常時における防災活動への協力に関する協定書

石 狩 市

イオン北海道株式会社

災害時における応急生活物資の供給及び緊急避難場所の提供並びに平常時における防災活動への協力に関する協定書

平成20年2月1日付けで締結した「災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書」について、石狩市（以下「甲」という）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という）は、当該協定書を次のとおり全部改正する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（同法第172条第2項に定める緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲と乙とが相互に協力して、災害時等における市民の円滑かつ迅速な避難のため使用する一時的な避難場所の指定及び、応急生活物資等の提供並びに平常における防災活動に関する事項について定めるものとする。

（指定緊急避難場所等の指定、周知）

第2条 甲は、本協定に基づき、乙の店舗であるイオンスーパーセンター石狩緑苑台店の駐車場を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所に指定するとともに、災害時等の一時的な避難場所（以下「避難場所」という。）として位置付け、市民に周知する。

（要請）

第3条 甲は、災害時等における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給について協力を要請することができる。
2 乙は、前条の規定に基づき、指定緊急避難場所として店舗駐車場を被災者に提供する。店舗内の提供については、災害状況により甲乙協議の上決定する。

（要請の手続き）

第4条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資等の範囲)

第6条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

(物資等の費用負担)

第7条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、それ以外の要請に基づかない業務にかかる費用は乙が負担する。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

(物資等の運搬、引渡し)

第8条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものを行うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第10条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙の店舗であるイオンスーパーセンター石狩緑苑台店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(敷地変更の報告)

第11条 乙の施設の増改築等により、本協定による避難場所の範囲及び面積等に変更が生じる場合、または他の事情により敷地の使用が不可能となる場合は、遅滞なく甲に連絡するものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部長、乙においては総務部長とする。

(協議)

第13条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申し出がないときは更に1年間期

間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月30日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 札幌市白石区本通21丁目南1番10号
イオン北海道株式会社

代表取締役社長 星 野 三 郎

別表

■災害時の主な必要物資

災害発生時に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <ul style="list-style-type: none"> おにぎり パン類 カップ麺 飲料水 牛乳 粉ミルク 缶詰 (イージーオープン) <p>生活必需品</p> <ul style="list-style-type: none"> 毛布 紙おむつ 生理用品 哺乳瓶 ラジオ 乾電池 懐中電灯 箸 スプーン 使い捨て食器類 ラップ 固形燃料 ウェットティッシュ ゴミ袋 蚊取り線香 (夏期) 使い捨てカイロ (冬期) 	<p>食料品</p> <ul style="list-style-type: none"> 精米 即席麺 食パン レトルト食品 漬物 梅干 野菜 調味料 肉類 菓子類 果物 お茶 <p>生活必需品</p> <ul style="list-style-type: none"> タオル 肌着 履物 作業服 軍手 鍋 炊飯用具 簡易コンロ カセットボンベ 石鹼 歯ブラシ ティッシュペーパー 常備薬 救急セット 防水シート